

# 「横浜市P T A連絡協議会における新型コロナウイルス感染症対応について」

(2020年4月8日更新)

日頃より横浜市P T A連絡協議会の諸事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

すでにご存知の通り、4月7日、特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。神奈川県はその対象となっており、その期間は5月6日までとなっております。

首相より、「緊急事態を1カ月で脱出するためには、人と人との接触を7割から8割削減することが前提」とのコメントが発せられたことを鑑みて、P T Aにおいてもこの期間の活動の見合わせる必要があると考えております。すでに、多くの単位P T Aにおかれましては、学校との相談・協議を行った上で、不要不急の活動については自粛や延期の対応を行っているところかと存じます。単位P T A・区部P T Aにおかれましても、感染拡大を防ぐために会議・研修会等事業の延期・中止、またはその検討を行っているところかと存じます。

市P連におきましても、感染拡大の防止を優先した事業運営を行います。

つきましては、下記の2点についてお知らせいたします。

## ① 市P連の会議・行事等について

3月・4月に予定していた「理事会」は中止、「常置委員会（事業研修委員会および広報委員会）」は今年度の活動を終了といたしました。出席対象の方へ市P連からご連絡いたしました。

今後の会議等の開催につきましては、この後の状況推移を踏まえて判断いたします。

また、4月に予定されている「横浜市P T A新任役員研修会（4月16日）」および、「第37回よこはまファミリー写生大会（4月26日）」は中止とさせていただきます。

「横浜市P T A広報紙コンクール」の作品募集につきましても、締め切りを延長させていただくこととなりましたのでお知らせいたします。（締め切り 4月30日(木)）

今後の市P連事業につきましては会議等と同様に、この後の状況推移を踏まえて開催可否を判断いたします。

## ②緊急事態宣言発令下におけるP T A活動についての（横浜市P連の）考え方について

### （1）緊急事態宣言下における単位P T A活動について（市P連の考え方）

- ・人数に関わらず、P T Aの役員・委員・会員が、P T Aの活動を行うために、学校や他の場所に集まることを控えていただく。
- ・集まることの代替手段として、可能であれば、オンライン会議、メール、LINEなどを活用する。
- ・毎年この期間に行っている活動については、延期を検討していただく。
- ・延期や中止の判断が難しい場合は、学校や市P連事務局に相談していただく。

### （2）現在の市P連運営の状況（情報提供）

- ・諸会議（理事会、常置委員会定例会）を中止しております。
- ・役員会については、オンライン会議にて実施しております。
- ・会員の皆さまを参加対象としていた行事（新任役員研修会、ファミリー写生大会）につきましては、中止としました。

### （3）市P連に寄せられているご相談内容の例（情報提供）

- ・今年P T Aの委員になった。4月に委員会の会議が予定されているが参加して良いか？  
（回答）開催の延期を単位P T Aに提案してはいかがでしょうか。
- ・4月に発行している広報紙（教職員紹介）の発行をどうすれば良いか？  
（回答）発行時期を見直してはいかがでしょうか。
- ・5月に総会を予定している。今の状況では総会の準備ができない。  
また、総会時期が規約で決まっているので変更できない。

(回答) 総会を開催する時期を見直してはいかがでしょうか。書面での総会が可能な単位P T Aでは、書面総会の実施を検討されているところもあります。また、未曾有の事態です。規約で定められた開催時期についても、会員の皆さまへ事情をお伝えし、特例としてお考えいただくことも選択肢とされてはいかがでしょうか。

単位P T Aや区部P T Aの運営における課題について、市P連に寄せられた情報等をもとにご相談に応じます。必要な際は、ご遠慮なく市P連事務局までお知らせください。

2020年4月8日  
横浜市P T A連絡協議会  
会長 秋好直樹

**【連絡先】**

横浜市P T A連絡協議会 事務局

(月)~(金)9:00~17:00 (昼休み 12:00~13:00)

電 話 045-341-0181 (※3月20日から)

※3月20日に事務局の移転をいたしました。

旧番号へおかけになった際、新番号の案内がされるようにいたします。